

令和元年5月31日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

令和元年5月9日付け1長対広第15号で本審議会に対して諮問のありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用
 - ・長岡京市男女共同参画計画第7次計画策定に向けた市民への意識調査実施に伴う住民基本台帳の目的外利用について
 - ・長岡京市第4次総合計画第2期基本計画策定に向けた市民アンケートに係る個人情報の目的外利用について
- 2 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく外部提供
 - ・ふるさと納税に関する個人情報の外部提供について
- 3 個人情報保護条例第8条第2項第5号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集
 - ・消費税増税に伴うプレミアム付き商品券事業実施に伴う、要配慮者に関する個人情報の収集について
 - ・ふるさと納税に関する本人以外の個人情報の収集について

以上

答 申 書

答 申 番 号	令 1 - 4	答 申 日	令和元年5月31日
審 議 件 名	消費税増税に伴うプレミアム付き商品券事業実施に伴う要配慮者に関する個人情報の収集について		
審 議 日	令和元年5月13日		
内 容			
<p>令和元年5月9日付で市長より、審議件名のとおり、長岡京市個人情報保護条例第8条第2項第5号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集として本審議会に諮問があった。</p> <p>本審議会は、所管課である商工観光課の説明を受け、以下の通り確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・今年10月の消費税率引き上げに伴う経済対策として、低所得者（非課税者）・子育て世帯主（3歳未満の子のいる世帯）向けのプレミアム付き商品券の発行が、国の施策として予定されている。・購入できる商品券は、住民票のある市区町村が発行するものである。・事業を実施するにあたり、要配慮者の個人情報の提供を関係課より受けるケースが想定される。・措置等により施設入所している高齢者や障がい者、児童については、施設のある市区町村に住民票を移している場合は、原則通り当該市区町村が発行する商品券を購入することになる。事情により住民票を移していない要配慮者については、施設が所在する市区町村が、対象者へ商品券の引換券を発行することとされており、その場合、住民票を置く市区町村との間で、商品券が二重発行される可能性も生じる。・これを防ぐために、本市関係課より、施設に入所している高齢者や障がい者、児童について、情報の提供を受けるものである。 <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、個人情報の収集については問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none">①要配慮者の個人情報の取扱いについては、長岡京市個人情報保護条例及び長岡京市情報セキュリティに関する規程を遵守すること。②収集した個人情報は適切に保管・管理し、利用が済み次第廃棄すること。			